

海津市まちづくり委員会「第2回（仮称）自治基本条例検討分科会」会議録（要点）

開催年月日 平成19年12月7日（金）
開催場所 海津総合福祉会館2階「会議室2」
分科会委員定数 16名

分科会長	<p>協議事項1 第1回分科会における要点整理の確認について 説明をよろしく願いいたします。</p> <p>（鈴木誠教授説明）</p>
分科会長	<p>協議事項2 海津市市民憲章の概要について 本日、生涯学習課の大橋優課長をお招きいたしまして市民憲章の概要について ご説明を頂きたいと思っておりますので、大橋課長よろしく願いいたします。</p>
大橋課長	<p>皆さんこんばんは。平素から生涯学習の推進にご支援、ご協力賜り厚く御礼申 上げます。</p> <p>今日は海津市まちづくり委員会自治基本条例検討分科会という事で、市民憲章 について10～15分位お話をしろという事でお邪魔させて頂きましたのでよろ しく願いいたします。</p> <p>市民憲章作成の経緯ですが、平成17年10月頃に教育長から平成18年度中 に市民憲章を作成しなさいと指示がございました。</p> <p>平成18年に入り市民憲章策定が懸案となっておりましたので、まちづくり活 動を率先して参加して頂く地域の住民の方とか、ボランティア関係団体の方々等 9名の方で策定委員会を組織させて頂きました。</p> <p>策定委員会を開催させて頂き、9月に素案づくり、10月に素案のまとめとい う事で、庁議という場でまずご説明させて頂き、そして議会の方にもご説明を得 まして11月1日からの1ヶ月間パブリックコメントを実施させて頂きました。</p> <p>パブリックコメントの1ヶ月間を終え、とにかく子どもからお年寄りまで全世 代に親しみやすくリズムカルで簡潔な文となるよう心がけました。その中で更に 市の基本都市や将来像を踏まえて市民憲章を作成いたしました。</p> <p>また、海津市は、平成17年3月28日に合併し、海津市の誕生を期に市民と して新たに先人の尊い努力で築かれたまちを市民参画で更に幸せの満ちた形にし ていきたいという思いも掲げられています。</p> <p>市民憲章というのは、私たち海津市民が生活する上での目標や気迫のある私た ちの決まりであり、法律のように違反をすれば罰則するようなものではありません。 お互い人権を尊重してそれぞれの立場を理解して幸せな暮らしをする為のい わゆるお約束ごとでございます。</p>

	<p>そして、水と緑、川と山といった恵みがあるまち。とにかくまちを愛する事、市民としての誇りを持って魅力ある未来を目指すという風にまとめた訳でございます。</p> <p>後は本文5項目を入れさせていただきました。</p> <p>1つ目が自然保護。</p> <p>2つ目は教育と文化、歴史。</p> <p>3つ目は産業振興。</p> <p>4つ目が安全な暮らし。</p> <p>最後の5つ目が人権の尊重。</p> <p>というような意味合いをこめてつくりあげました。</p> <p>私たちは市民の皆様方に親しまれなければいけないという事で各庁舎、社会教育、福祉施設等に掲げさせて頂いております。</p> <p>簡単な概要で申し訳ございませんが以上でご説明を終わらせて頂きます。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>今回、大橋課長より市民憲章のご説明を頂いた訳ですけど、市民憲章と自治基本条例の精神が結びつく所があるという風に聞いています。鈴木先生、そのあたりをお話して頂ければありがたいと思いますが。</p>
鈴木教授	<p>自治基本条例に関わらずまちづくり条例に含めた各自治体で言えば憲法と言われる総則、基本理念。まず海津市はどのようなまちづくりを目指しますというような一つの目標、その部分が市民憲章と重なってくると思います。</p>
分科会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、協議事項3 グループ討論という事でA班とB班にそれぞれ分かれて頂き討論をお願いいたします。</p> <p>グループ討論</p>
事務局	<p>それでは、時間になりましたので、各班代表の方とりまとめをして頂き発表をお願いいたします。</p>
A班代表	<p>テーマが1番から3番までありましたが、1番の自治基本条例に盛り込みたい内容という事で話し合いをしました。いろいろと意見が出た訳ですが、集約し、箇条書的に発表をさせていただきます。</p> <p>まず、基本条例の基本的理念を明確にし、その中にその主体は何かという役割も含むという事。</p> <p>2点目は、市に行政、議会の責任を明確化する事。</p>

	<p>3点目は、市民の方たちが行政に参画するのをどのようにして推進していくのかという事。</p> <p>4点目は、次に市民の持っている情報、私たち行政が持っている情報を共有し合う事。</p> <p>5点目は、コミュニティづくりという事でコミュニティには、自治会活動とか区の活動、地域社会の活動、PTA とか校下とかいろいろな活動がありますが、そういった活動を推進していくという事項も盛り込んでいく事。</p> <p>6点目は、コミュニティ同様、活動とか市民の方たちが個人的活動を支えていくには資本となるお金が必要になります。そういった事を行政の私たちがうまく運営していく事も盛り込んでいく事。</p> <p>最後にこういった基本条例を制定した時には、時代の流れと共に社会の流れが変わっていくので、その中で条例もある程度期間が来たら見直していく事も盛り込んだらどうか。</p> <p>他にもいろいろな意見が出ていましたが、2番と3番がちょっと時間もなく、そこまで進みませんでした。</p> <p>以上で発表を終わらせて頂きます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。続きましてB班の代表者の方発表をお願いします。</p>
B班代表	<p>B班ですけれど、3つの項目にわたってそれぞれ考えてきたいろいろな思いを充分話すという事で余りまとめという事でなかったのですけれどもいくつかのキーワード的みたいなものが出てきました。</p> <p>例えば、活動に参加し、いろいろなつながり、連携をつくっていく事。</p> <p>平等とか安全、安心とか、人権とか環境の保全とか。</p> <p>子どもを安心して産み、育てられるような所を大事にしたいとか。</p> <p>これを実際どういう風に条例の中に盛り込んでいくかというのはこれから時間をかけてという事。</p> <p>以上です。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>自治基本条例、前にも鈴木先生の方からお話があったように自治体の憲法、条例の中の条例と呼ばれているものですが、今の両班のお話を聞かれて鈴木先生の方からコメントをお願いいたします。</p>
鈴木誠教授	<p>A班には、法規担当がいたという事ですごく強みがありいろいろ参考になる意見を頂きました。B班では特に盛り込みたい内容、一番根幹の部分があったと思います。</p> <p>これからは、先ほど言われたように海津市らしい自治基本条例。今日、それぞ</p>

<p>事務局</p>	<p>れ出された課題について文章でお答えされた部分があったと思います。これを事務局に出して頂いて一度洗い出しして海津市らしい自治基本条例はどう言うものなのか。その中に盛り込むべき内容はどんな事がいいのかという事を考えていきたいと思っております。</p> <p>今回2班に分けさせて頂いたのは、どう言う事を目指すのかという細かな意見を出してもらいたかったからです。</p> <p>条例というのはただ文書をつくれればいいだけでなく、文書をつくる事だけなら、行政が本当に一日で出来てしまうのです。その点でまちの事はわからなくてもいろいろな条例があるから自分たちが暮らしてみたい内容を話して頂いたという事ですので、今日、皆さんにそれぞれ書いて頂いた事を基にして海津市が使える条例とはどういう基本項目があるのかというのを次回お示しして、それについて意見を出し合える場に出来るのではないかと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>以上を持ちまして第2回海津市まちづくり委員会（仮称）自治基本条例検討分科会を閉会させて頂きます。</p>
------------	--